

地域包括支援センター運営業務（豊岡圏域）
に係る公募型プロポーザル実施要領

旭 川 市
福祉保険部長寿社会課

地域包括支援センター運営業務（豊岡圏域）の内容並びに同業務に係る公募型プロポーザルの各種手続、要件及び審査等の内容については、次のとおりとする。

第1 目的

介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業及び法第115条の45第2項第1号から第3号までに規定する事業を実施する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターについて、地域包括支援センター運営業務（豊岡圏域）の受託を希望する法人を募集する。

第2 業務概要

1 業務名 地域包括支援センター運営業務（豊岡圏域）

2 業務内容

旭川市地域包括支援センター運営方針、旭川市地域包括支援センター運営要綱及び委託業務仕様書によるものとする。

なお、旭川市地域包括支援センター運営方針、旭川市地域包括支援センター運営要綱及び委託業務仕様書については、第9期旭川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定及び関係法令の改正等に伴い内容を変更することがあるため、案で示すこととする。

3 履行期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

ただし、旭川市地域包括支援センター運営協議会における審議の上、その業務の実施につき著しく不相当と認めた又は介護保険法その他の関係法令等に定める事項に違反した場合は、履行期間の満了日前に契約を解除する場合がある。

4 予算概要等

豊岡圏域における本業務の委託料は、公募の日においておおむね128,000千円と見込んでいることから、本業務の契約金額の見積りにあっては、この額を目安とすること。

ただし、この業務に係る予算が可決・成立しない場合は、今回の企画提案による業務の執行は行わないこととする。また、予算案の減額があった場合には、仕様等を変更することがある。なお、このことにより、プロポーザル参加者又は受託候補者において損害が生じた場合にあっても、市はその損害について一切負担しない。

5 応募圏域数

本募集の圏域に加えて他の圏域にも応募する場合の応募上限数は、本募集の圏域を除き1圏域とする。

なお、他の圏域において契約予定者となっている法人の応募上限数は、1圏域とする。

第3 契約担当部局

〒070-8525 旭川市7条通9丁目総合庁舎2階

旭川市福祉保険部長寿社会課地域支援係

電話 0166-25-5273

FAX 0166-29-6404

e-mail chojushakai@city.asahikawa.hokkaido.jp

第4 参加資格要件

公募型プロポーザルに参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、次の全ての要件を満たしていること。

- 1 参加表明書の提出の日において、老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する老人介護支援センターの設置者、医療法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人又は公益法人であること。
- 2 参加表明書の提出の日において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- 3 公募の日から参加表明書提出日までのいずれの日においても、旭川市競争入札参加資格者指名停止等措置要領の規定に基づく指名停止を受けていない者であること。
- 4 参加表明書の提出の日において、法人税、消費税及び地方消費税並びに市税の滞納がない者であること。
- 5 法第115条の22第2項第3号の2から第9号までの規定に該当しない者であること。
- 6 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全でない者であること。

第5 参加表明手続

1 参加表明書の提出

参加希望者は、次のとおり参加表明及び資料（以下「参加表明書等」という。）を提出しなければならない。

なお、提出期限までに参加表明書等を提出しない者又は参加資格要件に該当しないと認められた者は、このプロポーザルに参加することができない。

(1) 提出書類

ア 参加表明書（様式1）

イ 法人の登記事項証明書 ※写し可

ウ 納税証明書（法人税、消費税及び地方消費税並びに市税に滞納がないことの証明）
※写し可

(2) 提出期限 令和5年12月20日（水）午後5時

- (3) 提出場所 第3に同じ。
 - (4) 提出方法 持参すること。
 - (5) その他
 - ア 提出期限を過ぎて提出された参加表明書等は無効とする。
 - イ 参加表明書等の作成及び提出に係る費用は、参加希望者の負担とする。
 - ウ 市長は、提出された参加表明書等を、参加表明書等の審査以外に参加希望者に無断で使用しない。
 - エ 提出された参加表明書等は返却しない。
- 2 参加表明書等の確認結果通知
- 参加表明書等を提出した者には、令和5年12月22日（金）までに次に掲げる事項を記載した確認結果通知書をファクシミリにより通知する。
- (1) 参加資格を有すると認められた者にあつては、参加資格がある旨及び企画提案書等の提出を要請する旨
 - (2) 参加資格を有しないと認められた者にあつては、参加資格がない旨及びその理由並びに所定の期限までに理由について説明を求めることができる旨

第6 企画提案書作成要領

企画提案書の提出を要請された者（以下「提案者」という。）は、旭川市地域包括支援センター運営要綱、委託業務仕様書及び旭川市地域包括支援センター運営方針に基づき、次に定めるところにより企画提案書を作成し、提出するものとする。

1 提案内容

企画提案は、次の事項について提案すること。

- (1) 法人の実績等
 - ア 設立年月日
 - イ 運営理念及び事業概要
 - ウ 関連法人名
 - エ 介護サービス事業以外の高齢者関連事業に関する活動実績
 - オ 社会貢献の実績
 - カ 介護サービス事業の実施状況
 - キ 地域包括支援センター運営業務の受託を希望する理由
- (2) 法人の体制
 - ア 職員の待遇やマナーに関する能力向上に向けて法人として取り組んでいること
 - イ 職員の専門知識や技術の向上に向けて法人として取り組んでいること
 - ウ 法人が運営する事業に対する苦情対応の体制
- (3) 地域包括支援センターに関する理解
 - ア 地域包括ケアシステムの考え方の理解
 - イ 地域包括ケアシステム構築の実現方法の理解

- ウ 地域包括支援センターの役割及び機能の理解
 - エ 地域包括支援センターの管理者の役割の理解
 - オ 地域包括支援センターの各専門職の役割の理解
 - カ 地域包括支援センター職員のチームアプローチの必要性に関する理解
 - キ 関係機関等との連携体制構築の必要性に関する理解
 - ク 公正中立な運営の必要性に関する理解
- (4) 地域包括支援センターの運営に関する能力
- ア 運営体制について
 - (ア) 地域包括支援センター運營業務の受託に向けた人員確保の計画
 - (イ) 開設時以外の緊急的な相談等に対応するための体制
 - (ウ) 中立性・公平性を確保した運営体制
 - (エ) 個人情報の管理体制
 - (オ) 適切な苦情対応の体制
 - (カ) 地域包括支援センター職員の資質向上のための体制
 - イ 事業の実施について
 - (ア) 圏域の特性や地域の課題を把握するための取組
 - (イ) 関係者との連携体制を構築するための取組
 - (ウ) 各業務の必要性等の理解と効果的な取組
 - ウ 事例対応について
- 2 企画提案書の書式
- 企画提案書等の提出は、企画提案書（様式3）に次の書類を添付して行うこと。
- (1) 企画提案書別紙
 - (2) その他必要な書類
- 3 記入上及び作成上の留意事項
- (1) 記入に当たっては、分かりやすく、簡潔に記入すること。
 - (2) 所定の様式において記入欄が不足する場合は、記入欄を拡大するか、別紙を作成すること。また、別紙を作成した場合は、その右上に「(設問○-○) -別紙」と記載し、同じ記載のインデックスを貼付すること。
 - (3) 別紙はA4サイズを基本とし、やむを得ずA4サイズよりも大きな用紙を用いる場合は、A4のサイズに折りたたむこと。
 - (4) 提出書類は全て片面で作成し、正本については袋綴じの上、表面と裏面に割印をしてフラットファイルに資料番号順に綴ること。
 - (5) 提出書類一覧表を作成し、提出書類の1枚目に綴ること。
 - (6) 副本は全て片面で印刷し、16部作成すること。なお、そのうち1部は、(2)及び(4)で示したインデックス及びフラットファイルを用いずに、クリップ留めで作成する。

4 提出方法等

- (1) 提出期限 令和6年1月12日（金）午後5時
- (2) 提出場所 第3に同じ。
- (3) 提出方法 持参により提出すること（郵送、電子メール又はファクシミリによるものは受け付けない。）。
- (4) 提出部数 正本1部、副本16部（副本は原本の写しでよいが、原本がカラー印刷の書類については、副本もカラー印刷で提出すること。）

5 企画提案書等の取扱い

市は、プロポーザル方式の手続及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された企画提案書等の全部又は一部の複製等を行うことができるものとする。

第7 質疑応答等

- (1) 参加証明書及び企画提案書の作成について質問がある場合においては、次のとおり質疑応答書により提出すること。ただし、審査及び評価に係る質問は一切受け付けないものとする。
 - ア 提出書類 質疑応答書（様式2）
 - イ 提出期間 令和6年1月11日（木）までの休日を除く午前9時から午後5時まで
 - ウ 提出場所 第3に同じ。
 - エ 提出方法 電話連絡の上、電子メール又はファクシミリにより提出すること。
- (2) (1)の質疑応答書は、質問者に対し、電子メール又はファクシミリにより回答するものとする。また、併せて、旭川市長寿社会課ホームページにおいて当該回答内容を公表するものとする。

第8 企画提案の審査方法及び評価基準

1 審査等

企画提案の審査及び評価並びに受託候補者の特定については、旭川市地域包括支援センター運営協議会（以下「運営協議会」という。）において行う。

2 ヒアリングの実施

運営協議会において、計画内容等をより理解するため、企画提案の内容に係るヒアリングを次のとおり行う。

(1) 実施方法

- ア 企画提案書の受付順による1者ずつの呼び込み方式とし、30分の質疑を行う。
- イ 追加資料の配付は禁止する。

(2) 実施日時及び場所

第5の2で示した企画提案書提出要請時に併せて通知する。

3 審査項目及び評価基準

企画提案書及びヒアリングにより、次の審査項目について、別紙で示す評価基準に基づき審査及び評価を行う。

- (1) 法人の実績等
- (2) 法人の体制
- (3) 地域包括支援センターに関する理解
- (4) 地域包括支援センターの運営に関する能力

4 受託候補者の特定

運営協議会において、3の審査項目及び評価基準により、各委員の評価点の合計を加算し順位を付け、評価点の合計が基準点（1,950点）に達した者のうち、最も評価点の高い者を、運営協議会の合議の上、受託候補者として特定する。この評価点については、各審査項目ごとに最高点及び最低点を付けた委員の点数を除くものとする。ただし、同一の審査項目において最高点又は最低点を付けた委員が複数となったときは、それぞれいずれか1名の委員の点数を除くものとする。

なお、評価点の合計が同点となる者が2者以上あるときは、運営協議会の合議により順位を決定する。

5 審査結果の通知

- (1) 受託候補者を特定したときは、速やかに全ての提案者に対し、次の事項を通知するものとする。
 - ア 受託候補者
 - イ 評価点
 - ウ 受託候補者にあつては、今後の契約手続に関する事項
 - エ 受託候補者とならなかった者にあつては、その理由及び所定の期限までに理由について説明を求めることができる旨

6 審査結果の公表

受託候補者を特定したときは、次の事項を公表するものとする。

- (1) 受託候補者
- (2) 評価点
- (3) 受託候補者の特定理由
- (4) 審査の経過及び審査員

第9 契約に関する基本事項

1 契約の締結

受託候補者から見積書を徴収し、随意契約の方法により契約を締結する。

なお、受託候補者特定後の受託の辞退は原則として認めない。また、受託の辞退により本市に損害が生じた場合には、その費用を請求する場合がある。

2 契約保証金

要する。ただし、旭川市契約事務取扱規則（昭和39年旭川市規則第22号）第24条の規定に該当する場合は免除する。

3 契約書作成の要否

要する。

4 支払条件

各年度分四半期ごとに前金払とする。

第10 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 実施要領等に示す、提出期限、提出場所、提出方法、企画提案書等作成要領の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (3) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (4) 運営協議会委員及び関係者に直接的又は間接的にプロポーザルに対する援助を求めた場合

第11 その他

- 1 参加表明及び企画提案に係る書類作成及び提出に要する費用は、提出した者の負担とする。
- 2 提出された書類は返還しない。
- 3 提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザル以外に使用しない。

第12 スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは、次のとおりとする。

実施内容	実施期間又は期日
参加表明書の提出	令和5年12月20日（水）
参加資格要件確認結果通知 及び企画提案書等提出要請	令和5年12月22日（金）
企画提案書等の提出期限	令和6年1月12日（金）
ヒアリング	令和6年1月31日（水）
企画提案書等審査結果通知	令和6年2月上旬
見積書徴収	令和6年2月下旬
契約締結	令和5年4月1日

様式 1

参加表明書

令和 年 月 日

(宛先)旭川市長

(申請者)

住 所

名 称

代表者氏名

件 名 _____ 地域包括支援センター運營業務（豊岡圏域） _____

令和5年11月29日付けで公募のあった上記契約に係る公募型プロポーザルについて参加したいので、次の書類を添えて申し込みます。

なお、全ての参加資格要件を満たしていること及び参加表明に必要な添付書類の記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

添付書類名	添付の有無
法人の登記事項証明書	有・無
納税証明書（法人税，消費税及び地方消費税並びに市税の滞納がないことの証明）	有・無

旭川市受付印

申請担当者役職・氏名 _____

連絡先事業所名 _____

TEL _____ FAX _____

様式2

質疑応答書

(宛先) 旭川市長

(電話番号 0166-25-5273)

(FAX 番号 0166-29-6404)

住 所

名 称

代表者職氏名

(FAX 番号)

質問年月日 令和 年 月 日

業務名	地域包括支援センター運営業務（豊岡圏域）	
質 疑 事 項		回 答 事 項

注 ファクシミリによる場合は、あらかじめ電話連絡の上、上記の FAX 番号へ送信してください。

様式3

企画提案書

令和 年 月 日

(宛先) 旭川市長

(提出者)

所在地

法人の名称

代表者職氏名

業務名 地域包括支援センター運営業務 (豊岡圏域)

標記業務について、次の書類を提出いたします。

なお、添付書類の記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

添付書類

- 1 企画提案書等別紙
- 2 その他必要な書類

提出担当者役職・氏名

連絡先

TEL

FAX

e-mail

(企画提案書別紙)

1 法人の実績等

(1) 設立年月日

(2) 運営理念及び事業概要

※ 設立趣旨，運営方針，事業内容の概要が分かる書類及び定款，寄附行為を添付すること。

(3) 関連法人名	
1	
2	
3	

(4) 介護サービス事業以外の高齢者関連事業に関する活動実績

※法人の事業実績等の概要が分かる書類を添付すること。

(7) 地域包括支援センター運営業務の受託を希望する理由

2 法人の体制

(1) 日頃から、職員の接遇やマナーに関する能力向上に向けて法人として取り組んでいることを記載してください。

(2) 日頃から、職員の専門知識や技術の向上に向けて法人として取り組んでいることを記載してください。

(3) 法人が運営する事業に対する苦情対応の体制について記載してください。

受付の体制

対応の体制

改善・再発防止の体制

3 地域包括支援センターに関する理解

(1) 地域包括ケアシステムにおける「重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供されるシステム」とは、具体的にどのようなシステムかを記載してください。

(2) 本市における地域包括ケアシステムの構築には、どのような取組や体制整備が必要と考えるかを記載してください。

(3) 上記の(2)の取組や体制整備を行う上での地域包括支援センターの役割は具体的にどのようなものかを記載してください。

(4) 地域包括支援センターの管理者の役割についてどのように考えるかを記載してください。

--

(5) 地域包括支援センターの人員基準である専門職の役割をどのように考えるかを記載してください。

保健師

--

社会福祉士

--

主任介護支援専門員

--

精神保健福祉士

--

(6) 地域包括支援センターの専門職同士によるチームアプローチの必要性について、記載してください。

(7) 地域包括支援センターが地域の関係機関、住民組織及び地域住民と連携体制を構築する意義と必要性について、記載してください。

(8) 地域包括支援センターが公正中立な運営を行う必要性について、地域包括ケアの視点から記載してください。

4 地域包括支援センターの運営に関する能力

(1) 運営体制について

ア 地域包括支援センター運営業務の受託に向けた人員確保の計画について記載してください。
保健師
採用する人材の望ましいと考える経験又は技術等
採用の方法等
社会福祉士
採用する人材の望ましいと考える経験又は技術等
採用の方法等
主任介護支援専門員
採用する人材の望ましいと考える経験又は技術等
採用の方法等
精神保健福祉士
採用する人材の望ましいと考える経験又は技術等
採用の方法等

イ 地域包括支援センター開設時以外の緊急的な相談等に対応するための体制について、どのように整備するかを記載してください。

ウ 中立性・公平性を確保した運営を行うために、具体的に取るべき事項を記載してください。

エ 個人情報を適切に取り扱うための体制を整備するために取るべきことを具体的に記載してください。

オ 苦情の対応及び再発防止を行うために取り組むことを具体的に記載してください。

カ 地域包括支援センター職員の資質向上のために取り組むことを具体的に記載してください。

(2) 事業の実施について

ア 圏域の特性や地域の課題を把握するために取り組むことを具体的に記載してください。

イ 関係機関、住民組織及び地域住民と連携体制を構築するために、地域包括支援センターとして取り組むことを記載してください。

ウ 地域包括支援センター業務全体において総合相談支援業務が果たす機能と、当該業務をどのように効果的に実施するかを記載してください。

総合相談支援業務の機能について

総合相談支援業務の効果的な実施方法について

エ 権利擁護業務をどのように効果的に実施するかを記載してください。

オ 地域包括ケアシステムにおける包括的・継続的ケアマネジメント支援業務の重要性と、当該業務をどのように効果的に実施するかを記載してください。

包括的・継続的ケアマネジメント支援業務の重要性について

包括的・継続的ケアマネジメント支援業務の効果的な実施方法について

カ 第1号介護予防支援事業に係る業務において行わなければならない支援と、当該業務をどのように効果的に実施するかを記載してください。

第1号介護予防支援事業において行わなければならない支援について

第1号介護予防支援事業の効果的な実施方法について

キ 地域包括ケアシステムの構築に向けた一般介護予防事業の重要性と、当該業務をどのように効果的に実施するかを記載してください。

地域包括ケアシステムの構築に向けた一般介護予防事業の重要性

一般介護予防事業に係る業務の効果的な実施方法について

ク 医療と介護の連携において課題と感じていることと、在宅医療・介護連携推進事業をどのように効果的に実施するかを記載してください。

医療と介護の連携において課題と感じていることについて

在宅医療・介護連携推進事業に係る業務の効果的な実施方法について

ケ 認知症総合支援事業に係る業務をどのように効果的に実施するかを記載してください。

コ 本市における介護保険サービスの提供状況について課題と感じていることと、介護給付等費用適正化事業をどのように効果的に実施するかを記載してください。

本市における介護保険サービスの提供状況について課題と感じていることについて

介護給付等費用適正化事業に係る業務の効果的な実施方法について

(3) 事例対応について

(事例1)

高齢女性から地域包括支援センターに電話があり、家族から身体を叩かれたとの相談を受けた。その後すぐに、その女性の息子を名乗る家族からセンターに謝罪の電話があり、最近認知症の母があらゆるところに家族からの暴力を受けていると連絡をしていて、本人はそのことを覚えていないとのことであった。

地域包括支援センターとして、その後行う対応について記載してください。

(事例2)

腰椎圧迫骨折後による入院治療から退院直後の高齢男性の娘から相談があり、自宅内での歩行がほとんど行えず、排泄や入浴等の日常生活動作の全般に介助を要している状態で困っているとのことであった。また、退院後2日目で既に2回転倒しているとのこと、なにか受けられる支援はないかとの相談を受けた。

地域包括支援センターとして対象者にどのような支援を行うか、また当該医療機関に対してどのような対応を行うかを記載してください。

対象者への支援内容

入院治療を行った医療機関に対する対応

(事例3)

有料老人ホームに父親が入居しているという男性から、3か月くらい前から契約時に聞いていた月額料金よりも5万円ほど高い請求がくるようになったとの相談を受けた。

地域包括支援センターとしてどのような対応を行うか記載してください。

(事例 4)

地域の介護支援専門員から、業務が大変で疲れてしまい、介護支援専門員としての仕事を続ける自信がなくなってしまったとの相談を受けた。

地域包括支援センターとしてどのような支援を行うか記載してください。

(事例 5)

高齢女性から、知人がデイサービスに通っているから自分も通いたいという相談を受けた。

地域包括支援センターとしてどのような対応を行うかを記載してください。

(事例6)

80代の母親のことについて、今は元気だけれど、念のため要介護認定の代行申請を行ってほしいと60代の息子から来所相談を受けた。

息子は同居しており、仕事は退職していて、自家用車で地域包括支援センターに来所した。

相談者に対して行う制度の説明内容と自ら申請を行うことができるが代行申請を依頼してきた相談者への対応について記載してください。

介護保険制度における要介護認定申請の考え方の説明

自ら申請を行うことができるが代行申請を依頼してきた相談者への対応

(事例7) 実態把握のための戸別訪問で高齢男性宅を訪ねたところ、昨年妻が他界し、それ以降外出が減ったという。ドア越しから聞こえた玄関までの歩行速度は遅く、見た目もかなり痩せている。自ら簡単な調理はしているが、体重は昨年から3～4kg減少し、足腰の力も落ちたと自覚しているとのことであった。

地域包括支援センターとして、対象者に地域包括ケアを行うために、どのような関係者と連携し、どのような支援を行うかを記載してください。

(事例8)

町内会長から情報提供があり、町内会員が高齢化していて、最近、町内のアパートで孤立死があったとのことであった。死後かなり経っていたようで、家賃の支払がないことで大家さんが訪ねて発見したとのことであった。

その前にもひとり暮らしの一軒家で亡くなっていた高齢者がおり、その高齢者は新聞が溜まっていたから、そんなに経たずに発見されたが、亡くなる前に発見できていればと思ったとのことであった。

アパートも含め独居の高齢者が増えてきているため、孤立死を防いでいくためには、どうしたらよいか相談を受けた。

地域包括支援センターとして、どのような関係者と連携し、どのような取組を行うかを記載してください。

評価基準

評価基準	評価割合	評価及び評価点				
		極めて良好	良好	標準	やや不十分	不十分
法人の実績等						
運営理念から地域包括支援センター運営業務の受託者として適した法人であるか		5	4	3	2	1
地域包括支援センター運営業務を受託するための事業実績は十分か		10	8	6	4	2
地域包括支援センター運営業務受託の動機は適切であり、意欲は十分か		10	8	6	4	2
小計 1		25/300				
法人の体制						
職員の接遇やマナーに関する能力向上に取り組む体制が整っているか		10	8	6	4	2
職員の専門知識・技術の向上に取り組む体制が整っているか		10	8	6	4	2
苦情対応の体制が整っているか		5	4	3	2	1
小計 2		25/300				
地域包括支援センターに関する理解						
地域包括ケアシステムについて理解しているか		5	4	3	2	1
地域包括ケアシステムの構築に向けて行うべき取組を理解しているか		10	8	6	4	2
地域包括ケアシステムの構築における地域包括支援センターの役割を理解しているか		10	8	6	4	2
地域包括支援センターの管理者の役割を理解しているか		5	4	3	2	1
地域包括支援センターの人員基準である専門職の役割を理解しているか		5	4	3	2	1
チームアプローチの必要性について理解しているか		5	4	3	2	1
地域との連携体制構築に係る意義・必要性を理解しているか		10	8	6	4	2
地域包括支援センターの公正中立の視点について理解しているか		10	8	6	4	2
小計 3		60/300				
地域包括支援センターの運営に関する能力						
運営体制について	40/300					
地域包括支援センター運営業務の受託に向けた人員確保について適切に計画することができているか		5	4	3	2	1
緊急時の対応体制について適切に計画することができているか		5	4	3	2	1
中立性・公正性を確保した運営について適切に計画することができているか		10	8	6	4	2
個人情報適切に取り扱うための体制について適切に計画することができているか		5	4	3	2	1
苦情対応の体制について適切に計画することができているか		5	4	3	2	1
職員の資質向上のための体制整備について計画することができているか		10	8	6	4	2
事業の実施について	100/300					
圏域の特性や地域の課題の把握に向けた取組について適切に計画することができているか		10	8	6	4	2
関係機関、住民組織、地域住民との連携体制の構築について適切に計画することができているか		10	8	6	4	2
総合相談支援業務の重要性を理解し、効果的な実施方法を計画できているか		10	8	6	4	2
権利擁護業務の効果的な実施方法を計画できているか		10	8	6	4	2
包括的・継続的ケアマネジメント業務を理解し、効果的な実施方法を計画できているか		10	8	6	4	2
第1号介護予防支援事業に係る業務を理解し、効果的な実施方法を計画できているか		10	8	6	4	2
一般介護予防事業に係る業務を理解し、効果的な実施方法を計画できているか		10	8	6	4	2
在宅医療・介護連携推進事業に係る業務を理解し、効果的な実施方法を計画できているか		10	8	6	4	2
認知症総合支援事業に係る業務を適切に理解し、効果的な実施方法を計画できているか		10	8	6	4	2
介護給付等費用適正化事業に係る業務を理解し、効果的な実施方法を計画できているか		10	8	6	4	2
事例対応について	50/300					
事例 1：判断と対応は適切か		5	4	3	2	1
事例 2：支援内容と医療機関との連携は適切か		5	4	3	2	1
事例 3：判断と対応は適切か		5	4	3	2	1
事例 4：支援内容は適切か		5	4	3	2	1
事例 5：判断と対応は適切か		5	4	3	2	1
事例 6：判断と対応は適切か		5	4	3	2	1
事例 7：関係者との連携や支援内容は適切か		10	8	6	4	2
事例 8：関係者との連携や取組は適切か		10	8	6	4	2
小計 4		190/300				
合計 (小計 1 + 小計 2 + 小計 3 + 小計 4)		300/300				